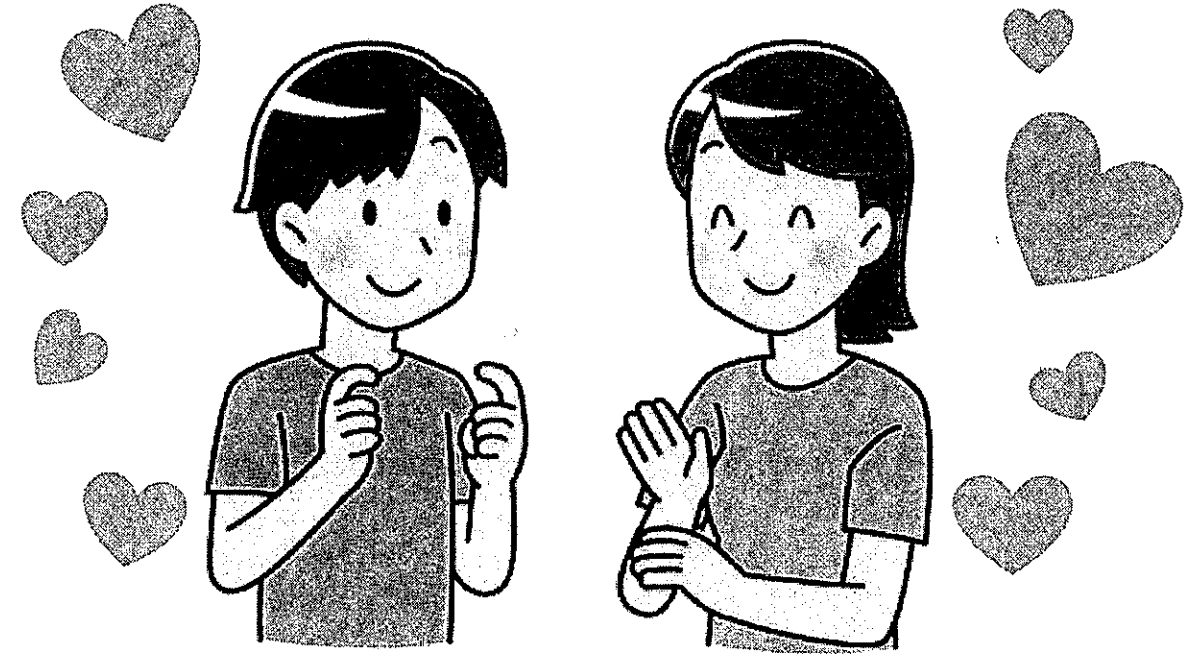


しゅわ 手話でつながる みんなのこころ



しゅわ かん みつけし おも じぎょう しみんかっどう 手話に関する見附市の主な事業と市民活動

みつけしゅわ 見附手話サークル

【活動場所】中央公民館
【活動日時】第2～4火曜日
19:30～21:30
【問い合わせ先】中央公民館
0258-62-1058

くづまきしゅわ かい 葛巻手話の会

【活動場所】葛巻地区ふるさとセンター
【活動日時】第3火曜日
19:30～21:00
【問い合わせ先】葛巻地区ふるさとセンター
0258-62-0222

しゅわほうしんようせいこうざ 手話奉仕員養成講座

手話ができる人を養成するために、2年間の手話奉仕員養成講座(入門編と基礎編)を開催しています。初めて手話をする人にも分かりやすく指導します。
(詳細は下記問い合わせ先まで)

いしそつしえんしゃはけんじぎょう 意思疎通支援者派遣事業

見附市に住む聴覚障害者等の円滑なコミュニケーションの支援や、講演会等の行事の際の情報保障として、聴覚障害者や行事の主催者からの要請に応じて意思疎通支援員(手話奉仕員や手話通訳者)を派遣します。(詳細は下記問い合わせ先まで)

【問い合わせ先】

見附市 健康福祉課 障害福祉係
住所 見附市学校町2丁目13番30号 (見附市保健福祉センター 内)
電話 0258-61-1350 FAX 0258-62-7052
問い合わせ日時 平日8:30～17:15

みつけししゅわげんごじょうれい 見附市手話言語条例ができました

(平成29年12月19日施行)

見附市は、手話は言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市の責務と市民、地域コミュニティ及び事業者の役割を明らかにすることにより、市民の手話への理解及び手話の普及の促進を図るとともに、手話の使いやすい環境を構築することで、全ての市民が共に生きる共生社会を実現することを目的として、この条例を制定しました。

みつけし
見附市

ろう者とは？

条例では、日本手話を第一言語として生活している聴覚に障がいのある人のことを言います。

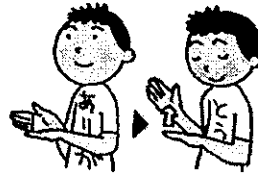
難聴者・中途失聴者とは？

条例では、日本語を第一言語として、手指日本語及び筆談等を主なコミュニケーション手段としている聴覚に障がいのある人のことを言います。

盲ろう者とは？

条例では、日常生活又は社会生活を営む上で、触手話、指文字等を主なコミュニケーション手段として用いる聴覚や視覚に障がいを合わせもつ人のことを言います。

ろう者とのコミュニケーション方法



●手話（日本手話）

手指の形や動き、文法的な意味がある手指以外の動きにより目で見る言語で、日本語とは異なる文法体系のものを言います。

●手指日本語（指文字）

音声言語である日本語の語順通りに手話単語を一語ずつあてはめた、手指を使った日本語です。

●要約筆記

主に、難聴者・中途失聴者の意思疎通の支援の際に用いられる意思疎通手段であって、話し言葉を要約し、筆記、パソコン等を使いもじでひょうげんする手指の形や動き、文法的な意味がある手指以外の動きにより目で見る言語で、日本語とは異なる文法体系のものを言います。

筆談とは？

紙や手のひらなどに、文字を書いてコミュニケーションをとる方法です。

耳マーク

聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。



耳の不自由な方が、自分の耳が不自由であることを自己表現するために考えられました。

耳の不自由な方と話すときは「はっきりと口元を見せて話す」「筆談をする」などの配慮をお願いします。

私たちにできることは？

市

- 市民の手話に対する理解を広げます。
- 手話を使いやすい環境にするような施策を推進します。

市民

- 手話やろう者などへの理解を深めるよう努めましょう。
- 災害時などは、ろう者などに必要な情報が伝わるように努めましょう。

地域コミュニティ

- 手話への理解を深め、地域の人々と心を通わせながら地域の絆を築くよう努めましょう。

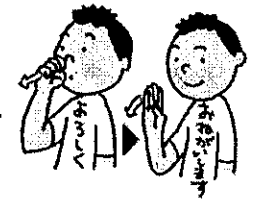
事業者

- 手話に対する理解を深めるよう努めましょう。
- ろう者などが利用しやすいサービスの提供に努めましょう。
- ろう者などが働きやすい環境の整備に努めましょう。

ろう者も含め聴覚に障がいのある人は、音での状況判断をすることが困難です。そのため、音声アナウンスなどに気づかないことがあります。

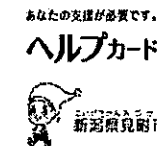
手話ができなくても、身振り手振りや筆談などで情報を伝えてください。
聴覚に障がいのある人に話しかけるときは、後ろからではなく、正面から話しかけるようにしましょう。

特に災害時には、このような支援をお願いします。



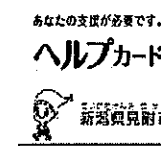
ヘルプカード

ヘルプカードとは、障害者など支援を必要としている人が、周囲に支援を求めるためのカードです。特に、聴覚に障がいのある方など一見、支援が必要であることがわかりづらい方が周囲に自分の障害への理解や助けを求めるツールとして有効です。
健康福祉課障害福祉係にて配布しています。



あなたの支援が必要です。
ヘルプカード

わたしが持っていること
知りたいこと



あなたの支援が必要です。
ヘルプカード

障がいに備えること
困っていること

ひつようしえん きにゆう しめい じゅうしょ しようき
必要な支援だけを記入するタイプと、氏名や住所などの詳細
きにゆう
を記入できるタイプの2種類あります。
このカードを身に付けている方を見かけたら、配慮をお願いします。

<p>私の名前</p> <p>氏名</p> <p>住所</p> <p>生年月日 年 月 日</p>	<p>私の医療情報</p> <p>かかりつけ科</p> <p>かかりつけ科</p> <p>緊急連絡先</p> <p>氏名</p> <p>住所</p>
<p>緊急連絡先</p> <p>氏名</p> <p>住所</p>	<p>障がいに備えること</p> <p>困っていること</p>